

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月

夫が厚生年金保険に加入した昭和51年8月からは国民年金に任意加入して保険料を納付していたのに、1か月だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が厚生年金保険に加入した昭和51年8月から申立人自身が厚生年金保険に加入する前月の61年2月までの期間、国民年金の任意加入被保険者となり、申立期間を除く当該期間について国民年金保険料を現年度納付していることが、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿により確認でき、申立人の国民年金制度に対する理解と納付意識の高さが認められる。

また、申立期間は1か月と短期間である上、申立期間及びその前後の期間において申立人は、転居等生活環境に特段の変化は無いことから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成2年3月から3年3月までの期間の標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における資格喪失日は、平成3年12月28日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については32万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年3月1日から3年4月1日まで
② 平成3年4月1日から同年12月28日まで

私が勤務していたA社において、申立期間①については標準報酬月額が訂正されており、申立期間②については厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

当時の源泉徴収簿及び雇用保険被保険者離職証明書を提出するので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、A社は、平成3年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後、同年12月10日付けで、申立人の申立期間①の標準報酬月額は、2年3月1日にさかのぼって、32万円から15万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間①当時、A社において厚生年金保険の被保険者であった申立人を含む4人全員の標準報酬月額が、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降に、さかのぼって引き下げられていることが確認できる。

さらに、申立人から提出のあった源泉徴収簿(写)によれば、申立期間①の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、引き下げられる前の標準

報酬月額と一致していることが確認できる。

加えて、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、同社の役員でないことが確認できるとともに、雇用保険の加入記録により、申立期間当時、申立人が雇用保険に加入していたことが確認できる上、申立期間当時の同社の事務担当者は、「申立人は、従業員として仕事に従事しており、給与や社会保険関係の事務を行っていない。また、滞納保険料については、従業員に心配をかけたくなかったので説明していない。」と回答していることから、申立人は、標準報酬月額を減額訂正された事実を承知していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)において、当該遡及^{そきゅう}訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、32万円とすることが必要と認められる。

- 2 申立期間②について、雇用保険被保険者離職証明書(写)及び源泉徴収簿(写)の記録により、申立人は、平成3年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後も、同年12月27日までA社に継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、A社は、前述のとおり、平成3年4月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、同社の商業登記簿謄本によれば、同社は同年4月1日から同年12月27日までの期間においても法人格を有し、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

さらに、オンライン記録によると、申立期間当時、A社において厚生年金保険の被保険者であった申立人を含む4人全員の資格喪失日が、平成3年5月9日から同年12月10日までの期間に、同年4月30日、2年4月30日、3年4月1日と複数回にわたり遡及^{そきゅう}して訂正処理が行われていることが確認できるが、社会保険事務所において、当該遡及^{そきゅう}訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の資格喪失日は、雇用保険被保険者記録における離職日の翌日である平成3年12月28日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、訂正前の社会保険事務所の記録から32万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで

昭和44年4月1日から49年3月31日までA社に勤務していた。申立期間について、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る辞令簿(写)及び雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間の厚生年金保険料について、「雇用保険料、所得税とともに厚生年金保険料も控除されていた。会社から保険料が返還された憶えは無い。」と述べており、B社も、「昭和49年3月の厚生年金保険料は雇用保険料及び所得税とともに控除されていた可能性は否定できない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る保険料は、事業主により給与から控除されていたと認められる。

さらに、C厚生年金基金が保管するA社が同基金に届け出た申立人に係る加入員資格喪失届に記載されている資格喪失年月日は昭和49年3月31日となっている上、同社に勤務していた従業員のうち、申立人の退職日（昭和49年3月31日）前後約4年の期間（昭和47年3月1日から51年3月31日まで）に厚生年金保険被保険者資格を喪失した103人の資格喪失日等について調査したところ、月末に資格を喪失した者が5人存在し、このうち4人は49

年に集中し、同4人のうち3人は月末に退職した者であることが同社から提出された辞令簿（写）により確認できることから、同社において資格喪失日を退職日とする誤った届出が行われていたことがうかがわれる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年1月1日の社会保険事務所（当時）の記録及びC厚生年金基金の加入員資格喪失届の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間の前後の状況からみて保険料の控除があったと思われる。保険料は会社の事務管理からみて納付していたと思う。」と主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和49年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛媛厚生年金 事案 552 (事案 319 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和49年12月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、9万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月1日から50年8月19日まで

申立期間において、B社が経営する店に勤務していたので、同期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

前回、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、申立ては認められなかったが、元妻も、「厚生年金保険料は給与から控除され、長女が生まれた時には健康保険から出産費用をもらい、同費用を返納したこともない。」と言っており、このことに関する元妻の申立書を添付し、再度申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間においてA社が経営する店に勤務していたことは、雇用保険の加入記録及び当時勤務していた上司の証言から推認できるものの、申立期間に係る申立人と使用関係にあった事業主は、申立期間当時に申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得していたA社ではなく、厚生年金保険の適用事業所に該当しないC社であるとして、申立人は同期間における厚生年金保険被保険者資格を取り消され、その結果、申立期間が未加入期間となったものと推認されることから、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年4月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から、新たな資料として厚生年金保険料を給与から控除されていたこと等を証言した元妻の申立書が当委員会に提出されたところ、新たにA

社の関連会社であるB社から提出されたA社に係る総勘定元帳（昭和50年3月31日から51年2月29日までの期間の抜粋（写））により、申立人が同社から申立期間の一部を含む昭和50年5月から51年1月までの給与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、雇用保険の加入記録（昭和49年12月1日から51年10月20日まで）及び同社における複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間当時、同社に勤務し、保険料が控除されていたことが推認できる。

また、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の中に、申立人は同社において昭和49年12月1日付けで取得した厚生年金保険被保険者資格を50年7月31日付けで取り消されたことが記載されているが、このような資格取得日の取消処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る記録の取消処理は、有効なものとは認められず、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和49年12月1日であったものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の厚生年金保険被保険者資格取消前の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年11月から平成3年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年11月から平成3年2月まで
私が20歳になった昭和63年*月ころ、実家において母親が、大学生であった私の将来のことを考え、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間は、国民年金の未加入期間であることから、申立人に国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難く、保険料を納付できなかった期間であったと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月から 40 年 4 月まで
昭和 38 年 11 月ころから 1 年足らずの間、A 県 B 市にあった C 社の支店に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。
給与明細書等はないが、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が C 社に勤務していたことは、申立人が申立期間当時の同僚として名前を挙げた者（既に死亡）が、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できることから、期間を特定することはできないものの、推認できる。

しかしながら、申立期間当時、C 社において厚生年金保険の加入記録が確認できる従業員 10 人から聴取したところ、5 人は同社への入社時期を記憶していなかったものの、残る 5 人については、入社から 3 か月ないし 4 か月経過後に厚生年金保険に加入しており、同社では入社直後に厚生年金保険の加入手続を行っていなかった可能性がうかがわれる。

また、申立人は、C 社の入社時期及び勤務期間についての記憶が曖昧である上、上記の 10 人から聴取しても、申立人について記憶しておらず、申立てに係る事実について証言を得ることはできない。

さらに、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、C 社は、「申立人の勤務実態や保険料控除については、申立期間当時の資料が無く、不明である。また、当時のことが分かる従業員は、現在在籍していない。」と回答している上、申立期間当時の事業主及び事務担当者は既

に死亡又は高齢のため証言を得ることができないことから、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月 21 日から 47 年 7 月まで
以前勤務していた会社を退職して、A社B事業所に入社し、営業の仕事をしていた。
会社から健康保険被保険者証を受け取った記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A社B事業所に勤務していたことは、同事業所の元事務担当者の証言により推認できる。

しかしながら、A社B事業所の元事務担当者は、「事業所の社会保険事務は本社が一括で行っており、入社後すぐには社会保険に加入してもらえなかったと記憶している。」と述べている上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が自身より前に同社B事業所に入社し、一緒に営業の仕事に従事していたと記憶している同僚は、申立期間直後の昭和 47 年 8 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A社本社は、「現在までに何度も移転したため、資料等を保存しておらず、当時の状況は不明である。」と回答している。

さらに、A社に係る申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名の記載は確認できず、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間及びその前後の期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立人が居住する市からの回答により、申立人がA社B事業所に勤務する直前の昭和 46 年 1 月から現在まで国民健康保険に継続して加入していること

が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 555 (事案 343 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 11 月 21 日から 63 年 10 月 26 日まで
以前勤務していた会社を退職してすぐにA社に入社したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和 63 年 10 月 26 日になっている。
A社に勤務していた期間は、厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。
今回、新たな資料等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしいので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の雇用保険の加入記録と厚生年金保険の加入記録が一致すること、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳から、同手帳は昭和 63 年 11 月 1 日付けで滅失再交付されるとともに、同年 11 月 8 日付けで申立人に係る厚生年金保険記号番号の統合処理が行われたことが確認でき、A社は、このころに申立人の被保険者資格の取得を行ったものと推認されること、及び同事業所の経理担当者は、「厚生年金保険料の控除については厚生年金保険の被保険者資格取得手続きを行い、標準報酬月額が決定された上で行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を控除することは考えられない。」と証言していること等から、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 6 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から、厚生年金保険料の控除を裏付ける新たな資料の提出、証言等はない上、申立期間当時、A社に勤務していた従業員で、連絡の取れた 22 人のうち、申立人を記憶している 12 人（前回の申立ての際に連絡が取れた

2人を含む。)から聴取しても、申立人が同事業所に勤務していた期間を特定できず、申立期間において、申立人が厚生年金保険に加入していた証言を得ることができず、このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 556 (事案 226 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 12 月 27 日から 58 年 9 月 10 日まで
申立期間において、A社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。
今回、新たに7人の上司及び同僚の名前を思い出したので、再度申し立てる。
また、前回の申立期間は、昭和 54 年 8 月から 58 年 9 月 10 日までとしていたが、54 年 8 月より以前から勤務していたので、申立期間についても変更する。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間(昭和 54 年 8 月 1 日から 58 年 9 月 10 日まで)に係る申立てについては、申立人が同期間において勤務していたとするA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に、申立人及び申立人が記憶している同僚の氏名の記載は無く、同名簿の健康保険被保険者番号の欠番も無い上、申立人は、同期間において国民年金に加入し、一部の期間の国民年金保険料が申請免除されており、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないこと等から、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 12 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに前回の申立ての際の同僚とは別の7人の上司及び同僚の名前を思い出したとして申し立てているが、当該上司及び同僚について、A社に勤務していた複数の元経理担当者は、「7人は、申立人と同様に現場の従業員であり、社会保険に加入させていなかった。申立期間当時、現場従業員

以外の事務職と幹部のみが社会保険に加入していた。」と証言している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に該当する氏名の記載は無い。

また、申立人は、昭和52年12月からA社に勤務していたと主張しているが、同社は、54年8月1日付けで厚生年金保険の適用事業所になっており、申立人は同日まで厚生年金保険に加入することができず、このほか当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。